

東京都 旅券(パスポート)窓口申請のご案内

(2025.3.24)

◆東京都で旅券申請できる方は、東京都内に住所又は居所がある方です。

申請に必要な書類	一般旅券発給申請書 (1枚)	戸籍謄本(全部事項証明書) (1通) (注)	本人確認のための書類	パスポート用の写真	前回発給を受けた旅券	紛失一般旅券等届出書 (1枚)	その他の書類
<p>旅券の取得の有無や所持する旅券の状況などにより必要書類は異なります。以下の①～⑧の中から、ご自身にあてはまる申請の種類を選び、右欄に掲げる書類(○印等のついた書類)をご持参ください。</p> <p>【ご注意ください】</p> <p>◆旅券番号について 新たな旅券が発給されるたびに、旅券番号が変わります。</p> <p>◆前回発給を受けた旅券について 有効期間中の旅券は、申請時に内容確認後、一度お返しします。新しい旅券の交付時に再度ご持参ください。失効処理をしてお返しします。</p> <p>◆旅券の残存有効期間(残りの有効期間)について 入国時に残存有効期間が一定期間(例:6か月以上)必要な国もあります。有効旅券をお持ちの方は、残存有効期間にご注意ください。</p>							

★有効旅券をお持ちでない方

① 初めての旅券申請	○	○	○	1枚			
② 前回取得旅券の期限切れ	○	○	○	1枚	※1		
③ 有効旅券の紛失又は焼失	○	○	○	2枚		○	○ ※2
④ 外国で旅券を紛失し、「帰国のための渡航書」で帰国	○	○	○	1枚			○ ※3

★有効旅券をお持ちの方

⑤ 姓名・本籍地等に変更がある	○ ※4	○		1枚	○		
《姓名・本籍地等に変更がない》							
⑥ 旅券の残存有効期間が1年未満	○			1枚	○		
⑦ 旅券の査証欄に余白なし (※見開き3頁以内)	○ ※4			1枚	○		
⑧ 旅券の損傷 (※オンライン申請不可)	○	※5	○	1枚	○		○ ※6

(注) 戸籍抄本(個人事項証明書)、改製原戸籍、戸籍の附票等は使用できません。

※1 期限切れの旅券も可能な限りご持参ください。受付終了後、失効処理をしてお返しします。

※2 ・警察に遺失届を提出したことを証明する書類1通(この書類が入手できないときは、届け出た警察署名及び遺失届の受理番号を紛失一般旅券等届出書に記入してください。また、家の中で紛失した場合は、警察への届け出は必要ありませんが、詳細を届出書に記入してください。)
・消防署又は区市町村が発行した罹災証明書1通

※3 帰国のための渡航書

※4 10年旅券、5年旅券以外に、残存有効期間同一旅券の申請ができます。

※5 戸籍謄本の提出は不要です。ただし、有効旅券が旅券としての体裁を留めないほどの損傷や旅券の人定情報が読み取れない場合は、戸籍謄本1通が必要となります。

※6 損傷の経緯を記載した事情説明書(書式自由)

その他

- ◆ 住民票の写しが必要となる方(マイナンバー(個人番号)の記載がないものをご用意ください。)
次のいずれかにあてはまる方は、住民票の写し(申請日前6か月以内に発行されたもの)の提出が必要です。
 - 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望しない方
(東京都内に住民登録をしている方は、このシステムにより住所確認ができるため、住民票の写しの提出は原則として不要です。)
 - 都内に居住しているが、住民登録地は他の道府県にある方(居所申請については6ページ参照)
- ◆ 旅券の発給を申請した後に、その旅券を受領しなかったことがある方は、窓口にお申し出ください。
5年以内の未交付失効の場合には旅券手数料の加算があります。

申請受付	月曜日・火曜日・水曜日 9:00~19:00 木曜日・金曜日 9:00~17:00 (※受領については、下記年末年始を除いた日曜日(9:00~17:00)にもお受け取りできます。)
休業	●土曜日 ●国民の祝日 ●振替休日 ●年末年始(12月29日~1月3日) ※荒天や交通機関途絶等により、臨時休業や受付時間の短縮を行うことがあります。
問い合わせ先	東京都パスポート 電話案内センター 03-5908-0400 ※受付時間外は自動音声になります。 ※一部のIP電話では自動音声をご利用いただけません。 ホームページで検索 <input type="text" value="東京都パスポート"/>

マイナンバーカードをお持ちの方は、
オンラインで申請できます。

申請はスマートフォンで、「マイナポータル」から



※ 一度作成した旅券の氏名表記は変更できません。

ヘボン式ローマ字

50音	あ	A	か	KA	さ	SA	た	TA	な	NA	は	HA			ま	MA	や	YA	ら	RA	わ	WA
	い	I	き	KI	し	SHI	ち	CHI	に	NI	ひ	HI			み	MI			り	RI	ゐ	I
	う	U	く	KU	す	SU	つ	TSU	ぬ	NU	ふ	FU			む	MU	ゆ	YU	る	RU		
	え	E	け	KE	せ	SE	て	TE	ね	NE	へ	HE			め	ME			れ	RE	ゑ	E
お	O	こ	KO	そ	SO	と	TO	の	NO	ほ	HO			も	MO	よ	YO	る	RO	を	O	
濁音 半濁音			が	GA	ざ	ZA	だ	DA			ば	BA	ぱ	PA								
			ぎ	GI	じ	JI	ぢ	JI			び	BI	ぴ	PI								
			ぐ	GU	ず	ZU	づ	ZU			ぶ	BU	ぷ	PU								
			げ	GE	ぜ	ZE	で	DE			べ	BE	ぺ	PE								
拗音			ご	GO	ぞ	ZO	ど	DO			ぼ	BO	ぽ	PO								
			きゃ	KYA	しゃ	SHA	ちゃ	CHA	にゃ	NYA	ひゃ	HYA			みゃ	MYA			りゃ	RYA		
			きゅ	KYU	しゅ	SHU	ちゅ	CHU	にゅ	NYU	ひゅ	HYU			みゅ	MYU			りゅ	RYU		
			きょ	KYO	しょ	SHO	ちょ	CHO	にょ	NYO	ひょ	HYO			みょ	MYO			りょ	RYO		
			ぎゃ	GYA	じゃ	JA					びゃ	BYA	ぴゃ	PYA								
			ぎゅ	GYU	じゅ	JU					びゅ	BYU	ぴゅ	PYU								
		ぎょ	GYO	じょ	JO					びょ	BYO	ぴょ	PYO									

【ヘボン式ローマ字表記へ変換する際の注意事項】

撥音：「ん」は「N」で表記 (例) かの KANNO ほんだ HONDA
 (特例) B・M・Pの前ではMで表記 (例) なんぼ NAMBA ほんま HOMMA
 促音：「っ」は子音を重ねる (例) べっぶ BEPPU いっしき ISSHIKI
 (特例) CHの前ではTを置く (例) えっちゅう ETCHU はっちょう HATCHO
 長音：「O」や「U」は記入しない (例) おおの ONO さいとう SAITO

【外国式氏名をヘボン式ローマ字表記へ変換する際の注意事項】

ジェ → JIE チェ → CHIE ティ → TEI ディ → DEI デュ → DEYU
 ファ → FUA フィ → FUI フェ → FUE フォ → FUO
 ヴァ → BUA ヴィ → BUI ヴ → BU ヴェ → BUE ヴォ → BUO

ヘボン式によらないローマ字氏名表記

- 外国人との婚姻、両親のいずれかが外国人、又は外国との二重国籍等により、戸籍上の氏名が外国式にカタカナで記載されている場合、又は戸籍上の氏名が漢字で記載されていてもヨミカタが外国式の場合には、旅券の氏名をヘボン式ローマ字ではなく、外国式のつづりで表記することができます。
 戸籍姓 ピーターソン PETERSON
 金(キム) KIM
 戸籍名 ジェームス JAMES
 情和(ジョンワ) JEONG-HWA
- 上記以外で、ヘボン式によらないローマ字氏名表記(長音H、O、Uの挿入やRに代えてLの使用等)を希望する場合には、あらかじめ東京都パスポート電話案内センターにご相談ください。
- ヘボン式によらないローマ字氏名表記での申請にあたっては、申請書(裏)の「旅券面の氏名表記」欄に希望するつづりを記入し、そのつづりが実際に使用されていることを示す書類等(出生証明書、婚姻証明書又は配偶者や父母の外国旅券等)とともに提出してください。
- 旅券と航空券等の氏名のつづりが1文字でも異なっていると航空機等への搭乗が認められないので、ヘボン式によらないローマ字氏名表記を申し出る際には十分ご注意ください。また、姓をヘボン式によらないローマ字で表記する場合には、ご家族でつづりが異なることがないように、あらかじめご確認のうえ、申し出てください。

別名併記・旧姓併記(新たに併記を希望する方)

- 外国人配偶者(外国人父又は母)の姓や、二重国籍者が出生証明書や外国旅券上の名前を旅券に記載する必要がある場合には、別名として併記することができます。
 (1)外国人配偶者の姓を併記
 戸籍上の姓が「高橋」で、配偶者の姓が「ピーターソン」(PETERSON)の場合
 旅券の姓 TAKAHASHI (PETERSON)
 (2)二重国籍者が外国名を併記
 戸籍上の名が「華子」で、所持する外国旅券の名が「HANAKO PATRICIA」の場合
 旅券の名 HANAKO (HANAKO PATRICIA)
- 別名併記での申請にあたっては、申請書(裏)の「旅券面の氏名表記」欄に希望するつづりを記入し、そのつづりが実際に使用されていることを示す書類等(出生証明書、婚姻証明書又は配偶者や父母の外国旅券等)とともに提出してください。
- 新たに別名(旧姓を含む)併記を希望する場合や変更する場合には、戸籍謄本が必要となります。ただし、旧姓併記を希望する場合で、戸籍謄本で旧姓が確認できない場合は、除籍謄本やさらに旧姓が記載された住民票の写し又はマイナンバーカード等で確認が必要となるため、事前にご相談ください。

旅券（パスポート）に使用されている略語

性別	生年月日、発行年月日、有効期間満了日の月表示			
M : MALE (男性)	JAN : JANUARY (1月)	APR : APRIL (4月)	JUL : JULY (7月)	OCT : OCTOBER (10月)
F : FEMALE (女性)	FEB : FEBRUARY (2月)	MAY : MAY (5月)	AUG : AUGUST (8月)	NOV : NOVEMBER (11月)
	MAR : MARCH (3月)	JUN : JUNE (6月)	SEP : SEPTEMBER (9月)	DEC : DECEMBER (12月)

出発予定日

具体的な日程が決まってい
ない場合には、未定と記入
してください。

※令和5年3月改正前の申請書様式は使うことができません。
詳しくは、パスポート電話案内センター又は窓口へお問合せください。

出発予定日 令和7年4月30日 ※主要渡航先での滞在期間 3ヶ月未満 3ヶ月以上

←主要渡航先での滞在期間

3ヶ月以上海外に滞在する場合、最寄りの日本公館に在留届を提出する義務があります。また、滞在期間が3か月未満の場合は「たびレジ」への登録をお願いしています。外務省ホームページから在留届、たびレジを検索、確認のうえ在留届の提出または、たびレジの登録をしてください。

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に√印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

① 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的（具体的に）
① 観光（観光）が目的
② 親戚訪問
③ 留学
④ 学術研究
⑤ 海外研修
⑥ 海外出張
⑦ 海外出張
⑧ 海外出張
⑨ 海外出張
⑩ 海外出張
⑪ 海外出張
⑫ 海外出張
⑬ 海外出張
⑭ 海外出張
⑮ 海外出張
⑯ 海外出張
⑰ 海外出張
⑱ 海外出張
⑲ 海外出張
⑳ 海外出張
㉑ 海外出張
㉒ 海外出張
㉓ 海外出張
㉔ 海外出張
㉕ 海外出張
㉖ 海外出張
㉗ 海外出張
㉘ 海外出張
㉙ 海外出張
㉚ 海外出張
㉛ 海外出張
㉜ 海外出張
㉝ 海外出張
㉞ 海外出張
㉟ 海外出張
㊱ 海外出張
㊲ 海外出張
㊳ 海外出張
㊴ 海外出張
㊵ 海外出張
㊶ 海外出張
㊷ 海外出張
㊸ 海外出張
㊹ 海外出張
㊺ 海外出張
㊻ 海外出張
㊼ 海外出張
㊽ 海外出張
㊾ 海外出張
㊿ 海外出張

記入しないでください。

今回の渡航先（渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください）

国名 コード

旅券面の氏名表記（申請書表面のへボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字大文字で記入してください（姓と名のどちらか一方の場合もあります）。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。）（別名併記の記入例：GAIMU(TANAKA)）

へボン式によらないローマ字表記及び別名併記を希望する場合は、この欄に記入してください。 最大31文字まで（別名を含む）

注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字（別名併記を除く）までです。記号（、・〜など）や、数字（II IIIなど）等は記入できません。但し、別名併記の（ ）は記入可。

旅券面の氏名表記

へボン式によらないローマ字表記及び別名(旧姓を含む)併記をご希望の方は、記入してください。
※一度作成した旅券の氏名表記は変更できません。

申請年月日

申請年月日を必ず記入してください。

外務大臣殿 令和7年3月24日
在任 大使 総領事 殿

法定代理人（親権者、後見人など）署名

新宿 友子

（過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。）

（申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。）

法定代理人署名（6ページ参照）

未成年者（18歳未満）又は成年被後見人は、法定代理人（親権者又は後見人）の同意がなければ旅券申請することができません。

法定代理人が旅券申請に同意しているときには、法定代理人が戸籍上のお名前（日本語（かい書体）により署名してください。

本人確認欄

(1点でよい書類) 日本国旅券 個人番号カード 運転免許証 船員手帳 海技免状 郵政等可持許可証

(2点必要な書類) 以下の資格確認書 国民健康保険 健康保険 船員保険 後期高齢者医療 国家公務員共済組合 私立学校教職員共済制度 その他 介護保険証 年金証書等 印鑑登録証明書及び実印 その他写真付きの身分証明書 時帰国者

官公庁記載欄

非ヘボン 別名併記 長音表記

疎明資料名 ()
理由 ()

記入しないでください。

申請書類等提出委任申出書

（法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です）

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出したたく、申し上げます。

申請者記入
令和7年3月24日
引受人氏名 新宿 花子 申請者との関係 姉
引受人住所 新宿区西新宿0-00 xホテル10F

引受人記入
私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。
令和7年3月24日 連絡先電話番号 03(5388)0000
生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 12年8月9日

注意事項
1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

申請書類等提出委任申出書（6ページ参照）

申請書類の提出を代理人に依頼するときの申出書です。（本人申請の場合には記入不要）

「申請者記入」欄は、代理で申請書類を提出する方（引受人）への委任の表明なので、必ず申請者ご本人が記入してください。引受人が旅行者又は行政書士の場合には、引受人住所は主たる営業所の所在地を記入します。

「引受人記入」欄は、申請者の委任に対する受諾表明なので、必ず引受人自身が記入してください。

（注）法定代理人は、法律上代理行為が認められていますので、18歳未満の子の申請を法定代理人（親権者等）が代理申請する場合には、この申出書への記入は必要ありません。

民法の改正により、令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられました。

- ① 18歳以上の方は、有効期間10年のパスポートの申請が可能になりました。
- ② 18歳以上の方は、旅券の発給等の申請に当たり親権者の同意が不要になりました。

一般旅券発給申請書

- 申請書は、10年旅券用、5年旅券用と残存有効期間同一旅券用があります。
- 申請時に18歳未満の方は5年旅券のみ、18歳以上の方は10年旅券と5年旅券のいずれかを選択できます。

戸籍謄本（全部事項証明書）※戸籍抄本（個人事項証明書）、改製原戸籍、戸籍の附票等は不可

- 申請日前6か月以内に発行されたもの
- 戸籍の電算化により、戸籍謄本は「全部事項証明書」になります。
- 同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合、戸籍謄本1通で全員の申請をすることができます。

本人確認のための書類（有効な原本。コピーは不可） 1点又は2点

※ 申請書類の提出を代理人に依頼するときは、本人と代理人両方の「本人確認書類」が必要です。

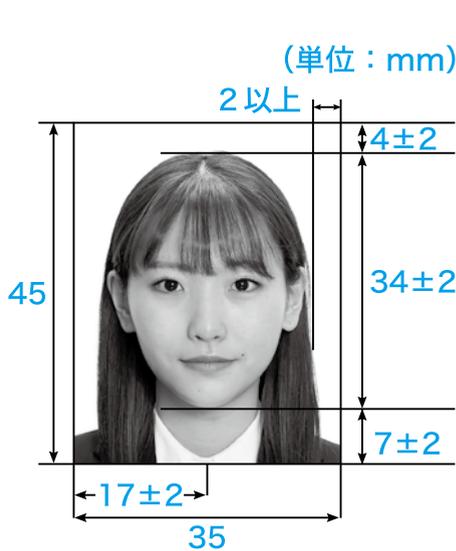
- 本人確認書類は有効中のもので、氏名、生年月日、性別、住所等が申請書の内容と一致している必要があります。
- 申請者が中学生以下の場合には、申請者のマイナンバーカード等についても確認させていただきますが、所持されていない場合は、親権者（父又は母）の本人確認書類（運転免許証等）で確認いたします。

1点でよい書類 下記からいずれか1点	2点必要な書類 A欄から2点又はA欄とB欄から1点ずつ	
	A欄	B欄
<ul style="list-style-type: none"> ○日本国旅券（有効中又は失効後6か月以内のもの） ○運転免許証 ○運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） ○マイナンバーカード（通知カード不可） ○住基カード（写真付） ○船員手帳 ○海技免状 ○猟銃・空気銃所持許可証 ○戦傷病者手帳 ○宅地建物取引士証 ○電気工事士免状 ○無線従事者免許証 ○官公庁職員身分証明書（写真付） ○身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のあるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険 ○国民健康保険 ○後期高齢者医療 ○船員保険 ○共済組合 ○年金証書等 ○介護保険証 ○印鑑登録証明書（申請日前6か月以内に発行されたもの）と実印 	<ul style="list-style-type: none"> ○学生証（写真付）、生徒手帳（写真付） ○会社の身分証明書（写真付） ○公の機関が発行した資格証明書（写真付） ○失効旅券（失効後6か月を経過した旅券で本人確認できるもの） ○母子手帳 ○身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）

※ 運転免許証には、日本国発行の国外運転免許証と仮運転免許証を含みます。

※ 官公庁職員身分証明書には、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人の職員身分証明書を含みます。

写真 ※ 詳しくは外務省ホームページをご確認ください。



◆ 縦45mm × 横35mm

- ◆ カラーでも白黒でも可
- ◆ 申請者本人のみが撮影された鮮明なもの
- ◆ 提出の日前6か月以内に撮影されたもの（現在の容貌と著しく異なる場合には、撮り直しをお願いすることがあります。）
- ◆ 縁なしで左記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂からあごまで32mm～36mm）
- ◆ 無帽で正面を向いたもの
- ◆ 背景や影がないもの（頭髪の色と背景が同系色で輪郭が見分けにくい場合には、撮り直しをお願いすることがあります。）
- ◆ デジタル写真の場合、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ）、インクのにじみなどがみられるもの、画像処理や画像加工を施したものは不適當です。写真専用紙を使用し、鮮明な画質で印刷してください。ピンぼけや低品質の印画紙等で顔貌が不明瞭な写真は使用できません。
- ◆ 宗教上の理由で、頭部を覆っている写真を提出するときには、その理由を記した事情説明書のほかに、宗教上の根拠、当該宗教と申請者との関係を示す文書等の提出が必要になる場合があります。
- ◆ 申請書への写真の貼り付けは、東京都の窓口では担当者が行います。撮影した写真は申請書に貼らずにご持参ください。ただし、写真を貼り付け済みのときは、はがさずそのままご持参ください。

パスポートの写真として不適切な例は、次のとおりです。

- 写真の規格が上図の各寸法を満たしていないもの
- 顔が横向きのもの
- 顔が左右に傾いているもの
- サングラスやマスクにより人物を特定できないもの
- 幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの
- 照明の反射等により顔面の白色が強いもの
- キズのあるもの
- 顔の輪郭が隠れているもの
- 写真が反転しているもの
- イス等背景があるもの
- 眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているもの
- 眼鏡のフレームが非常に太く目や顔を覆う面積の大きいもの
- 平常の顔かたちと著しく異なるもの（極端に笑っている等）
- 前髪が長すぎて目元が見えないもの
- カラー、瞳が大きく見えるコンタクト等を使用し、目の色、大きさが実際と異なるもの
- 頭、髪、服装等と背景の境界が不明瞭なもの
- 現在の容貌と著しく異なるもの

東京都に住民登録していない方の旅券申請（居所申請）

- 東京都内に居住し、居住地を立証できる場合、又は海外からの一時帰国者が東京都内に滞在している場合には、東京都の旅券窓口で申請することができます。
- 居所に居住している事情等についてお尋ねする場合がありますので、申請にはご本人がお越しください。
- 居所申請をする方は、申請に通常必要となる書類に加え、以下の書類をご用意ください。

他の道府県に住民登録している方

- ◆居所申請申出書 1 通
- ◆住民票の写し(マイナンバー(個人番号)の無いもの) 1 通 (申請日前6か月以内に発行されたもの)
- ◆居所の立証書類 (いずれか一つ)
 - ・居所が記載された学生証
 - ・居所の賃貸借契約書
 - ・居所宛に届いた最新の郵便物 (居所の住居表示のある公共料金請求書等)
 - ・所属会社又は家主が作成した居所証明書

都内に滞在する一時帰国者

- ◆居所申請申出書 1 通
- ◆一時帰国の立証書類
 - ・長期滞在査証又は再入国許可のある日本国旅券
 - ・外国政府が発行した外国人登録証、永住証明書、再入国許可証

未成年者（申請時18歳未満の方）の旅券申請

- 申請できる旅券の種類は5年間有効の旅券です。
- 申請書(裏)の「法定代理人署名」欄に親権者(父または母)の署名が必要です。
- 親権者が遠隔地に在住している等の理由により申請書に自署できないときは、親権者の署名がある「旅券申請同意書」(書式は自由)を提出してください。
- 申請時に12歳未満の方は、旅券手数料が6,300円(電子申請は5,900円)※になります。「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)の規定により、年齢は誕生日の前日に1歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となります。このため、12歳未満の手数料は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し適用されます。(※5年以内に未交付失効旅券がある場合は、6,000円増額されます。下記旅券手数料参照。)

申請書類の代理提出

- 申請書(裏)の「申請書類等提出委任申出書」に必要事項を記入して、代理提出の申し出を行ってください。
※未成年者の旅券申請で、親権者が代理提出をする場合は、この申し出は不要です。
- 旅券名義人の本人確認含む必要書類一式のほかに、代理人自身の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)も必要です。
- 次の場合には、直接ご本人に事情をお尋ねする必要がありますので、代理人による申請書の提出はできません。
 - ・申請書(表)の「刑罰等関係」欄に該当する項目がある場合
 - ・外国における災害や事故等により親族や関係者が緊急に渡航する場合
 - ・有効旅券を紛失・盗難・焼失した場合
 - ・居所申請する場合(海外からの一時帰国者の申請を含む。)

刑罰等関係に該当する項目がある場合 ※手続窓口：新宿パスポートセンター 電話 03-5388-3196 (刑罰等用)

- 申請前に渡航事情説明書と必要書類(起訴状の写しや判決謄本など)を提出していただく必要があります。
- 審査に1~2か月程度を要しますので、余裕を持ってご相談ください。

旅券窓口のご案内 (いずれも無料駐車場はありません。電車・バス等をご利用ください。)

名称	東京都旅券課(新宿パスポートセンター)	有楽町パスポートセンター	池袋パスポートセンター	立川パスポートセンター
案内図				
最寄駅	JR新宿駅(西口徒歩10分) 都営大江戸線都庁前駅A3出口	JR有楽町駅(京橋口徒歩1分) 地下鉄有楽町駅・銀座駅・日比谷駅	JR池袋駅(東口徒歩15分) 地下鉄有楽町線東池袋駅(徒歩10分) 都電東池袋四丁目停留所(徒歩12分)	JR立川駅(徒歩1分) 多摩モノレール立川北駅(徒歩3分)
所在地	新宿区西新宿2-8-1 都庁都民広場地下1階	千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館2階	豊島区東池袋3-1-3 サンシャインシティワールドインポートマートビル5階	立川市曙町2-1-1 ルミネ立川店9階

旅券受領のご案内 (交付予定日：土、日、国民の祝日、振替休日、年末年始(12/29~1/3)を除いて、9日目以降)

- 旅券の受領には、旅券(パスポート)引換書を持参のうえ、乳幼児を含め、必ずご本人(旅券名義人)がお越しください。
- 切替申請の方は、申請時に提示した旅券を必ずご持参ください。旅券を忘れた場合は、新規旅券の受領はできません。(電子申請も同様)
- 申請書を提出した旅券窓口以外では受領できません。
- 交付日は遅延する可能性があります。旅券作成状況照会サービスをご確認の上、お越しください。

旅券手数料(旅券を受領する際にお支払いください。)

《窓口申請手数料》		《オンライン申請手数料》	
10年旅券	16,300円(収入印紙14,000円 東京都手数料2,300円)	10年旅券	15,900円(収入印紙14,000円 東京都手数料1,900円)
5年旅券	11,300円(収入印紙 9,000円 東京都手数料2,300円)	5年旅券	10,900円(収入印紙 9,000円 東京都手数料1,900円)
5年旅券(12歳未満)	6,300円(収入印紙 4,000円 東京都手数料2,300円)	5年旅券(12歳未満)	5,900円(収入印紙 4,000円 東京都手数料1,900円)
残存有効期間同一旅券	6,300円(収入印紙 4,000円 東京都手数料2,300円)	残存有効期間同一旅券	5,900円(収入印紙 4,000円 東京都手数料1,900円)

※5年以内に未交付失効があった場合は、上記金額に6,000円増額されます。

